

商品概要説明書

多目的ローン（基金協会）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

商品名	多目的ローン（基金協会）
ご利用いただける方	○次のいずれかに該当する個人の方。 ・ 当 J A の正組合員の方。 ・ 当 J A の准組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方（農業者以外の自営業者の方は営業開始後 3 年以上とします。）。 なお、新卒の農業者・給与所得者の方または転職者の方で転職先が J A 系統団体・官公庁公社・上場企業・保証機関が指定する企業の場合は勤続年数 1 年未満でもお申込みいただくことができます。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○1 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A 住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12

	月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.5%～年 1.2%の範囲内となります。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【例】お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 1.0%） <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>概算保証料</td><td>5,342 円</td><td>15,522 円</td><td>25,890 円</td></tr></table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円
お借入期間	1 年	3 年	5 年						
概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円						
手数料	○ご融資の際、1,100 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：059-229-3503）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。								

その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。
-----	---

ＪＡ津安芸